

重要事項説明書

社会福祉法人 泰政会
ショーステイ レガメ町田

あなた様（又はあなた様のご家族）が利用しようと考えている指定短期入所生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 泰政会（たいせいかい）
- (2) 法人本部所在地 神奈川県相模原市中央区中央 5－3－18
- (3) 電話番号 042－751－7732
- (4) 代表者氏名 理事長 鈴木 由美子

2. 利用施設及び概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階
- (3) 建物の延べ床面積 4740.99㎡
- (4) 併設事業 ・指定介護老人福祉施設 ・デイサービス ・居宅介護支援事業所
- (5) 施設の目的 入所者（利用者）一人一人の意思及び人格を尊重し、入所者（利用者）へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、利用前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう、「暮らしの継続という点」に配慮しながら、各ユニットにおいて入所者（利用者）が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
- (6) 施設の名称 ショートステイ レガメ町田
- (7) 施設の所在地 東京都町田市南大谷一丁目41番1号
- (8) 電話番号 042（728）1117
- (9) 施設長（管理者）氏名 松本 勇作
- (10) 当施設の運営方針
 - ・ 本事業所において提供する指定介護老人福祉施設サービスは、介護保険法ならびに厚生省令、厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。
 - ・ 施設は、利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて支援を妥当適切に行わなければならない。
 - ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
 - ・ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- ・サービス提供は懇切丁寧を旨とし、入所者（利用者）又はその家族に対しサービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明する。
- ・サービスの提供にあたり、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- ・施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。・定期的に提供したサービスの質の管理、評価を行い、常に改善を図る。
- ・施設は、常に入所者（利用者）の家族との連携を図るとともに、入所者（利用者）とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

（１１）開設年月日 平成２９年７月１日

（１２）利用定員 短期入所生活介護１０名（別途、特別養護老人ホーム９０名）

３．居室の概要

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

利用される居室については全室個室となっております。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（１人部屋）	１０室	他、特養９０部屋（１～３階）
リビング（共同生活室）	１箇所	ユニット内
談話室	１箇所	１階に１箇所。
多目的室	１箇所	１階
浴室	３室	一般浴槽兼リフト浴槽 １階浴室 （リフト設置は２台） 特殊浴槽（機械浴 １階に設置）
医務室・看護室	１室	２階

※上記は、厚生労働省が定める基準により、短期入所生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。

- ・トイレ・洗面所 洗面所は各室に、トイレは各ユニット内に数箇所設置されています。

４．職員配置の状況

当施設では、契約者に対してショートステイを利用する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置基準〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	職務内容
施設長 (管理者)	1 名	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ短期入所生活介護計画を交付します。 短期入所生活介護の実施状況の把握及び短期入所生活介護計画の変更を行います。
生活相談員	1 名以上	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整・居宅介護支援事業者等の他の機関との連携を行う。
介護支援専門員	1 名以上	生活全般に関係をする施設サービス計画（ケアプラン）を作成し、その内容が適切に実施されているか、ケアカンファレンスを通して本人や家族、職員等にも含め相談等の意見調整、実施をします。
介護職員	4 名以上	利用者の心身の状態を把握するとともに日常生活の介護を行う。
看護職員	1 名以上	利用者の健康状態を的確に把握するとともに、医師の診療補助、看護並びに職員の保健衛生管理を行う。
管理栄養士	1 名以上	利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮した献立の作成と調理員の指導、給食記録を行う。
医 師	必要数	利用者及び職員の診療に従事し、看護職員を指示する。
機能訓練指導員 (看護師兼務)	1 名以上	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制（標準的な勤務帯）
内科医師	毎週水曜日 13：00～15：00の間（変更する場合あり）
介護職員 ※日勤に関しては複数パターン有	早番：7：00～ 16：00 日勤：9：00 ～ 18：00 遅番：11：00 ～ 20：00 夜間：16：00～（翌日の） 10：00

看護職員	日勤：9：00～18：00
------	---------------

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が契約者に対して提供するサービスについて次の場合があります。

- (1) 利用料金が、介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を、契約者に負担いただく場合

(1) 当施設が提供する基準サービスと費用について

以下はサービスの内容になります。またこれらのサービスは、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 居室の提供(全室個室)

② 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため、離床してリビングにて食事をとって頂くことを原則としています。状況に応じてリビング以外でも食事をとることが出来ます。
- ・食事の時間や場所もご希望があれば相談に応じ対応いたします。
- ・嗜好により、食事時等でアルコールの提供をすることは可能ですが、過度な飲酒はご遠慮ください。

(嗜好品はお持ちいただくことが可能です。管理方法はご相談させていただきます。)

・食事時間の目安

・朝食 7：30 ～ 8：30

・昼食 11：30 ～ 12：30

・夕食 17：30 ～ 18：30

※・・・調理状況又は施設の行事等により、変動する場合があります。

※・・・食事は2時間の取り置きが可能です。2時間を過ぎましたら、衛生上の観点から廃棄させていただきます。

③入浴

- ・1週間に2回以上、寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・医師が入浴を適当でないと判断する場合には清拭を行います。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は、機能の減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・口腔内の清潔を保つ為、口腔ケアを毎日実施していきます。

⑧短期入所生活介護計画の作成

- ・利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。
- ・短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- ・短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。
- ・それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

⑨利用者宅への送迎

- ・事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

＜サービスのご利用料金について＞

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準負担額の合計をお支払いいただきます。

（サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

（ユニット型個室ご利用料金）（加算除く）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① サービス利用料金	7,659 円	8,399 円	9,215 円	9,987 円	10,738 円
②介護保険から給付される金額	6,893 円	7,559 円	8,293 円	8,988 円	9,664 円
③2割負担の給付される金額	6,127 円	6,719 円	7,372 円	7,989 円	8,590 円
④3割負担の給付される金額	5,361 円	5,879 円	6,450 円	6,990 円	7,516 円

⑤1 割負担の自己負担額 (①－②)	766 円	840 円	922 円	999 円	1,074 円
⑥2 割負担の自己負担額 (①－③)	1,532 円	1,680 円	1,843 円	1,998 円	2,148 円
⑦3 割負担の自己負担額 (①－④)	2,298 円	2,520 円	2,765 円	2,997 円	3,222 円
⑧居住費実費負担分					
第1段階	880 円	880 円	880 円	880 円	880 円
第2段階	880 円	880 円	880 円	880 円	880 円
第3段階①	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円
第3段階②	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円
第4段階	2,100 円	2,100 円	2,100 円	2,100 円	2,100 円
2割負担	2,100 円	2,100 円	2,100 円	2,100 円	2,100 円
3割負担	2,100 円	2,100 円	2,100 円	2,100 円	2,100 円
⑨食費実費負担分					
第1段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
第2段階	600 円	600 円	600 円	600 円	600 円
第3段階①	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円
第3段階②	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円	1,300 円
第4段階	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円
2割負担	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円
3割負担	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円
⑩自己負担合計 (⑤+⑧+⑨)					
第1段階	1,946 円	2,020 円	2,102 円	2,179 円	2,254 円
第2段階	2,246 円	2,320 円	2,402 円	2,479 円	2,554 円
第3段階①	3,136 円	3,210 円	3,292 円	3,369 円	3,444 円
第3段階②	3,436 円	3,510 円	3,592 円	3,669 円	3,744 円
第4段階	4,566 円	4,640 円	4,722 円	4,799 円	4,874 円
2割負担 (⑥+⑧+⑨)	5,332 円	5,480 円	5,643 円	5,798 円	5,948 円
3割負担 (⑦+⑧+⑨)	6,098 円	6,320 円	6,565 円	6,797 円	7,022 円

- ・契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。また、身体の状態に変化があり、要介護度の変化があった場合も同様です。
- ・居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ・利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促

から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

- ・介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- ・上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、新しい基本利用料を書面等でお知らせします。

※短期入所生活介護の負担段階（当施設の食費と居住費の負担額は、段階に応じて下記のとおりです）

入所者負担段階		食費 (月額)	居住費 (月額)
			居室 (個室)
第 1 段階	・ 第 4 段階の条件に該当しない事。 ・ 老齢福祉年金受給者、または生活保護受給者	300 円	880 円
第 2 段階	・ 第 4 段階の条件に該当しない事。 ・ 申請者の前年の課税年金収入＋合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	600 円	880 円
第 3 段階 ①	・ 第 4 段階の条件に該当しない事。 ・ 申請者の前年の課税年金収入＋合計所得金額の合計が 80 万円から 120 万円以下の方	1,000 円	1,370 円
第 3 段階 ②	・ 第 4 段階の条件に該当しない事。 ・ 申請者の前年の課税年金収入＋合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	1,300 円	1,370 円
第 4 段階 (非該当)	・ 上記、第 1 段階～第 3 段階に該当しない方 ・ 別の世帯の配偶者が市民税課税者 ・ 申請者及び配偶者の預貯金等の額が 2000 万円 (単身の場合は 1000 万円) を超える方	1,700 円	2,100 円

6. 加算について（加算要件を満たした場合、下記の加算が算定されます）

① 夜勤職員配置加算（18 単位/日）

夜勤を行う職員の数が、最低基準を 1 人以上、上回っている場合加算されます。

② 看護体制加算（Ⅰ）（4 単位/日） （Ⅱ）（8 単位/日）

（Ⅰ）常勤の看護職員が 1 名以上勤務していること。（Ⅱ）看護職員が 25 人に対し 1 名以上配置されているとともに、24 時間の連絡体制を確保した場合。

（Ⅰ・Ⅱ）共に体制が整った場合は両方を算定いたします。

③ 療養食加算（18 単位/日）

利用者の病状等に応じて、医師より入所者に対して疾患治療の手段として発行された食事箋に基づき、療養食が提供された方に加算されます。

④ 介護職員処遇改善加算Ⅱ（総単位数の 13.6%）

都道府県知事に届け出た短期入所生活介護が利用者に対し、短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位に加算する。

※①～④までの単価は、端数処理により誤差が生じることがありますので、ご承認頂けます様お願いいたします。

- ・ 契約終了後の、1週間以内に居室の明け渡しとなされない場合に発生する費用
※・・・1日ごとに／2,100円（算定根拠 1日の施設居住費／2,100円）
- ・ 契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了後から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金です。
- ・ 上記料金に加え、契約者の実費負担となるサービス及びサービス提供外の実費費用が発生した場合は、あわせてお支払いいただきます。
- ・ 経済状況の著しい変化、その他、やむを得ない事由がある場合、変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

（２）介護保険の給付の対象とならないサービス

- ・ サービスの概要と利用料金（利用料金の全額が、ご契約者の負担となります）

サービス内容	利用料金	説明
①食 費	1日/1,700円	契約者に提供する食事の材料及び調理費にかかる費用です。 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたりの）ご負担となります。
②特別な食事の提供 （お酒類、行事食等）	実 費	・ 契約者、又は家族等のニーズに対応し、契約者等が選定したもの。 ・ 高価な食材を使用し、特別な調理を必要とするもの。
③ 理美容費	カットのみ・・・2,500円～ パーマとカラー・・・9,700円～	・ 月に1回程度、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
④居住費	居室（個室） 1日／2,100円	・ 個室を利用し施設に居住する際にかかる費用です。 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額（1日あたりの）ご負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書 第 5 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月２６日（２６日が土日祝日の場合、翌営業日引落とし）に指定口座より自動引落とし、もしくは当施設より指定の口座にお振込みにてお支払いをお願い致します。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

なお、自動引き落としにかかる手数料はご負担願います。

・協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科目
医療法人社団幸隆会 多摩丘陵病院	東京都町田市下小山田 1491	内科・外科・整形外科・脳神経外科・消化器外科・眼科・泌尿器科・婦人科・麻酔科・リハビリテーション・形成外科・歯科・人間ドック

7. 身元引受人(契約書第 22 条参照)

契約締結にあたり、東京都内又はその周辺（近県を含む）に居住する身元引受人１名を定めて頂きます。

(1) 身元引受人の責務について

- ・身元引受人は、契約に基づく契約者の事業者に対する債務について、契約者と連帯して履行の責を負うとともに、次の事項について必要な行為をして頂きます。
- ・契約者が疾病等により医療機関に入院する場合。入院申し込み手続、保証金関係。
- ・契約者が契約解除の通告を受けた場合の契約者の身柄の引取りまたは転居先の確保。
- ・契約者が死亡した場合、遺体の引取り、遺留金品等の処理に関する手続。
- ・前各号の他、契約者の身上に関する必要な措置。

(2) 身元引受人の変更について

ご契約者は、身元引受人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに施設に通知し、新たに身元保証人を立て、所定の手続きをして頂きます。

(3) 身元引受人のいない場合について

- ① 事業者は、入所者（利用者）において身元引受人を立て難く、やむを得ない特別の事情があると認められるときは、身元引受人を立てないことを承認することができます。
- ② 契約者は、前項により身元引受人を立てることができない場合、次に定める事項について、事業者の指示に従うのとし、利用に関わる手続き等を事業者、契約者間において、取り交わすことができます。

8. 苦情の受付について

当施設における苦情の受付当施設における苦情やご相談は専用窓口で受付します。

ご意見箱 1 階フロアに設置してあります。ご利用下さい
苦情受付窓口 丸山 慎平

苦情解決責任者 管理者 松本 勇作
受付時間は、毎週月曜日から金曜日の 9:00 から 17:00 です

(1) 行政機関、その他苦情受付機関としては

- ① 町田市 いきいき生活部 介護保険課 給付係
町田市森野 2-2-22 電話：042-724-4366 F A X：050-3101-6664
対応時間：8:30～17:00
- ② 東京国民健康保険団体連合会
東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11 階
電話：03-6238-0177 (国保連合会苦情相談窓口専用ダイヤル)
対応時間：8:30～17:00
- ③ 福祉サービス運営適正化委員会
東京都千代田区神田駿河台 1-8
電話：03-5283-7020 F A X：03-5283-6997
対応時間：9:00～17:00

9. 非常災害時の対策

(1) 被害時の対応

- ・別途「消防計画」に定めたとおりに対応を行います。
- ・一般避難所において、災害時 要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施するように努めます。

- ① 他の福祉避難所等への誘導
- ② アセスメント
- ③ 食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
- ④ 相談支援
- ⑤ 避難所内の環境整備
- ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告 等

(2) 避難訓練及び防災設備

別途「消防計画」に定めたとおり、法令に通りに年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者も参加して行います。なお、出来る限り毎月の避難訓練及び救命救急訓練を実施していきます。

①スプリンクラー ②避難階段及び吐き出し口 ③自動火災報知機 ④誘導灯 ⑤消火器

① ～⑤の設備点検は年 2 回実施します。

- ・カーテンは防災性能のあるものを使用しています。

10. 施設利用時の留意事項

(1) 来訪・面会

来訪者は事務所の面会簿に面会時間、氏名等を記入してください。面会時間は10:00から17:00までとなります。

(2) 外出・外泊

所定の用紙を事務所に記載し、提出をしてください。

(3) 持ち込み制限

利用にあたり、原則として以下のものは持ち込むことが出来ません。

- ① 犬、猫、鳥等の動物。
- ② 刃物類、電子レンジ等の家電製品。
- ③ 騒音など他の入所者の迷惑になるもの。
- ④ 飲み物や果物、梅干し、つくだ煮等の嗜好品を持ち込みする際は、ユニット職員にお声かけ、相談をしてください。

(4) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設は、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設の設備を破損したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ② 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 松本 勇作
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲

内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 3. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 4. サービス提供の記録

① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

以上

上記内容について、規定に基づき御利用者様に説明を行いました。

	重要事項説明日	年	月	日
事業者	所在地	東京都町田市南大谷一丁目4番1号		
	事業所名	社会福祉法人 泰政会 ショートステイレガメ町田		
	理事長名	鈴木 由美子 印		
	説明者氏名	印		

私は、本書面に基づいてショートステイレガメ町田の職員から上記重要事項説明書の説明を受け同意し、交付を受けました。

年 月 日

契約者

住所

氏 名

III

身元引受人及び署名代行人

上記の署名を代行いたしました

住所

氏 名

III

令和6年7月31日更新